

## 役員選任細則

(目的)

第1条 この細則は、役員選任規程第15条に基づき、理事及び監事の選任を公正に実施するため必要な事項を定める。

(選任の方法)

第2条 理事と監事の両方に当選した場合は、理事の当選を優先させるものとする。

(細則の改廃)

第3条 本細則の改正は、理事会の承認を以て行う。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、2020年12月23日より施行する。

以上